

佐渡市職員採用試験のお知らせ

佐渡市職員採用試験を次により行います。

1 職種、受験資格、採用予定人員

職種	受験資格	採用予定人員
一般事務	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方	7人程度
	身体障害者手帳の交付を受けている方で次の①から③までの条件をすべて満たす方 ①活字印刷文による出題に対応できる方	1人程度
	②昭和49年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ③介助者なしで通常の業務を遂行し、通常の勤務時間(1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分)に対応できる方	
一般事務 (精神保健福祉士)	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、精神保健福祉士の資格を有する方または平成26年度に実施される資格試験により精神保健福祉士の資格を取得する見込みの方	1人程度
一般事務 (社会福祉士)	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または平成26年度に実施される資格試験により社会福祉士の資格を取得する見込みの方	1人程度
土木技師	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士の資格を有する方もしくは平成26年度に実施される資格試験により1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士の資格を取得する見込みの方	1人程度
看護師または准看護師(福祉施設)	昭和34年4月2日以降に生まれた方で、看護師または准看護師の資格を有する方もしくは平成26年度に実施される資格試験により看護師または准看護師の資格を取得する見込みの方	1人程度
消防(消防士または救急救命士)	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、次の①から③のいずれかに該当する方 ①普通自動車以上の運転免許を有する方または平成28年3月31日までに取得する見込みの方 ②救急救命士の資格を有する方で普通自動車以上の運転免許を有する方(運転免許については平成28年3月31日までに取得する見込みの方も受験可能) ③平成26年度に実施される資格試験により救急救命士の資格を取得する見込みの方で普通自動車以上の運転免許を有する方(運転免許については平成28年3月31日までに取得する見込みの方も受験可能)	2人程度

◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・日本の国籍を有しない人(ただし、看護師および准看護師は日本の国籍を有しない人も受験可能です。)
- ・成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・佐渡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法もしくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

※採用予定人員は変更になることがあります。また、受験申し込みは病院職員採用職種を含め1職種に限ります。

2 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種別	該当職種	内容	
教養試験	一般事務(身体障がい者、精神保健福祉士含む)、消防(消防士または救急救命士)	一般的知識および知能について、高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行います。(社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能)	
専門試験	一般事務(社会福祉士)	社会福祉に関する知識について択一式による筆記試験を行います。(社会福祉概論(社会保障および介護を含む。)、社会学概論、心理学概論)	
	土木技師	土木に関する知識について択一式による筆記試験を行います。(数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学および土木施工)	
作文試験	全職種	課題の理解力、思考力および表現力等について、筆記試験を行います。	
適性検査	看護師または准看護師、消防(消防士または救急救命士)を除く全職種	事務適性検査	事務の作業能力について、正確さ、迅速さ等の検査を行います。
	消防(消防士または救急救命士)を除く全職種	一般性格診断検査	公務員に求められる資質に関し、性格傾向について検査を行います。
	看護師または准看護師	看護師適性検査	看護師としての適応性を資質、能力および対人関係の面から検査を行います。
	消防(消防士または救急救命士)	消防適性検査	消防職員としての適応性を性格的な面および認知能力(機器運用技能等の基礎)の面から検査を行います。

(2) 第2次試験(全職種) 第1次試験の合格者に対して面接試験を行います(消防(消防士または救急救命士)については、面接試験に加え体力試験を行います。)。なお、受験者の適性を把握するため、面接試験については複数回実施する場合があります。

(3) その他 第1次試験の申込者に対して、受験資格等を調査します。

